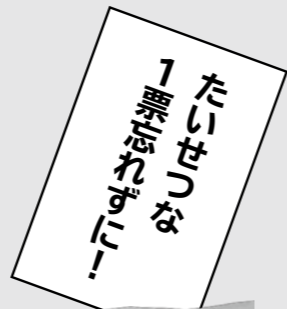


市長選挙 市議会議員補欠選挙

投票日 4月8日(日)



弘前市長選挙および弘前市議会議員補欠選挙は、4月1日に告示され、4月8日が投票日になります。私たちの声を市政に反映させるための大切な選挙です。忘れずに投票に出掛けましょう。

▽投票時間 午前7時～午後8時（一部の投票所は午後6時まで）
今回の選挙は、投票用紙に「候補者氏名」を記載して投票します。

■問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎ 35・1129

●選挙資格

▽年齢要件 平成12年4月9日までに生まれた人

▽住所要件 平成29年12月28日以前から引き続き弘前市に住んでいる人

※「住所の異動と投票の可否」は3ページの表を参照してください。

●投票所入場券

3月23日現在の住所で作成し郵送します。圧着式のはがき1枚につき2人分まで印刷しています。もし、入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

●期日前投票

仕事や用事などで投票日に投票できない人は、3ページの表のとおり期日前投票ができます。

期日前投票を行うためには受け付けの際、法令により「宣誓書（投票日当日に投票所へ行けない理由など）」の記入・提出が必要です。「宣誓書」は投票所入場券下部にある欄に記入するか、各期日前投票所の受け付けにも用意しています。

●共通投票所

今回の選挙から、ヒロロスクエアに共通投票所を開設します。投票日当日（4月8日）に投票する人は、投票所入場券に記載している指定投票所または共通投票所のどちらかで投票ができます。

共通投票所の投票時間は午前9時から午後8時までです。ぜひご利用ください。

●滞在地での投票

仕事や用事などで投票日に市外に滞在している人で、期日前投票もできない人は、不在者投票ができます。不在者投票を希望する人は、「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入の上、請求手続きをしてください。「不在者投票請求書兼宣誓書」は、選挙管理委員会事務局および岩木・相馬総合支所の同事務局分室に用意しているものを使うか、市のホームページからダウンロードすることもできますのでご利用ください。郵送や代理人による手続きも可能です（ファクスやEメールは不可）。

手続きをした人には、滞在地へ投票用紙などを郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。

なお、郵送期間の関係上、早めに手続きや投票をしてください。

●在宅投票

重度の身体障がい者などで、「郵便等投票証明書」を持っている人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。

該当する人は、①介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人、②身体障害者手帳が戦傷病者

手帳を持っている人で両下肢・体幹・移動機能の障がい程度が1級か2級の人、③心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい程度が1級か3級の人、④免疫・肝臓の障がい程度が1級から3級までの人などです。

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険証を持参し、選挙管理委員会事務局で手続きをしてください（代理人による手続きも可）。請求期限は4月4日（水）です。

●選挙公報

候補者の経歴・政見を掲載した選挙公報を、投票日前日までに各世帯へ配布します。

また、市役所、岩木・相馬庁舎、各出張所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

●投票所の変更

投票所がこれまでと変更になることがありますので、投票所入場券の投票所名をよく確かめてから、投票にお出掛けください。

【投票所変更箇所】

前回までの投票所	今回の投票所
野田町会集会所	旧和徳幼稚園（野田1丁目）
三岳児童センター	弘前実業高等学校（中野3丁目）
金属町体育センター	弘前南高等学校（大開4丁目）

共通投票所

開設日	4月8日(日) ※投票日当日
投票場所	ヒロロスクエア(駅前町) ヒロロ3階 多世代交流室2
投票時間	午前9時～午後8時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、どなたでも投票ができます。 ②投票の際はヒロロ駐車場（1時間無料）をご利用ください。

期日前投票

投票期間	4月2日(月)～7日(土)					4月4日(水)～6日(金)
投票場所	弘前市役所(上白銀町) 1階ロビー	岩木庁舎(賀田1丁目) 1階	相馬庁舎(五所字野沢) 交流コーナー	総合学習センター(末広4丁目) 1階中会議室	ヒロロスクエア(駅前町) ヒロロ3階 多世代交流室2	弘前大学(文京町) 総合教育棟1階
投票時間	午前8時半～午後8時	午前8時半～午後6時			午前10時～午後8時	午前10時～午後5時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、上記のどの投票所でも投票することができます。 ②受け付けの際、投票所に当日行けない理由について「宣誓書」を提出してもらいます。「宣誓書」は各人の投票所入場券の裏面に記入するか、期日前投票所の受け付けにも用意します。 ③投票所によって投票期間および投票時間が異なりますので、注意してください。 ④投票所入場券が届いている場合は、持参してください。 ⑤弘前大学には投票者用の駐車場がありませんので、ご了承ください。 ⑥ヒロロスクエアで投票する際はヒロロ駐車場（1時間無料）をご利用ください。					

住所の異動と投票の可否

■市外から転入した人	平成29年12月28日までに転入届を出した人	投票できます
	平成30年1月4日以降に転入届を出した人	投票できません
■市内で転居した人	平成30年3月23日までに転居届を出した人	現在の住所地の投票所で投票できます
	平成30年3月24日以降に転居届を出した人	転居前の住所地の投票所で投票できます
■市外へ転出した人	4月8日までに転出した人	投票できません(※)

※転出予定の人で、転出予定日が4月2日以降の人は期日前投票ができる場合があります。詳しくは問い合わせを。

資産税課からの
お知らせです

土地・家屋の価格等の縦覧および閲覧

平成30年度は3年に一度の固定資産評価替えの年です。

固定資産税の納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるよう縦覧を実施します。

市内に所有する土地の固定資産税納税者は、土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・価格を記載）を、また、家屋の固定資産税納税者は、家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を記載）を見ることができます。

また、市内に土地・家屋・償却資産を所有している（1月1日現在）人を対象とした固定資産税課税台帳の閲覧は年間を通して有料で行っていますが、縦覧期間は無料で閲覧できます。

縦覧・閲覧の際は、納税者本人あるいは代理人であ

ることを確認できるもの（運転免許証、保険証、個人番号カードなど）を持参してください。

※代理人は、納税者本人からの同意書が必要です。

▽縦覧期間 4月1日～5月31日の午前8時半～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

※4月1日が日曜日のため、4月2日からとなります。

▽縦覧場所 資産税課（市役所2階）、岩木総合支所民生課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）

■問い合わせ先 資産税課土地係 ☎ 40・7028・家屋係 ☎ 40・7029 / 岩木総合支所民生課 ☎ 82・1628 / 相馬総合支所民生課 ☎ 84・2111、内線 809
※平成30年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、5月1日から発送します。